
2. 模倣品疑義情報相談窓口のご案内

「農林水産物・食品海外模倣品疑義情報相談窓口」（以下「相談窓口」と言います。）を、主要輸出先国・地域に設置された「輸出支援プラットフォーム」に順次設置しております。

相談窓口では、日本の農林水産物・食品の模倣品（GI 産品を含む）について、

(1) 海外での対策を希望される方からのご相談（コンサルティング事業）

(2) 模倣品等に関する疑義情報提供

を随時受け付けております。

海外における農産物・食品の模倣品対策にご関心のある方は、以下の相談窓口にぜひお問い合わせください。

米国：<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/us/ip.html>

ベトナム：<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/vn/ip.html>

シンガポール：<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/sg/ip.html>

EU：<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/eu/ip.html>

中国：<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/cn/ip.html>

香港：<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/hk/ip.html>

タイ・バンコク：<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th/ip.html>

台湾：<https://www.koryu.or.jp/business/platform/>

3. 登録の申請の公示について

令和6年7月1日に、「くまもと踊る丹頂」の登録の申請の公示を行いました。
また、7月11日に、「沖縄黒糖」について登録の申請の事実の公示を行いました。

地理的表示法に基づき、登録の申請があったときは、農林水産省ホームページ内で「登録の申請の事実の公示」を行います。

申請については必要に応じて補正を求め、補正が行われると、「登録の申請の公示」を3か月間行います。この公示期間はどなたでも、公示内容について意見書を提出することができます。

申請の公示期間終了後、申請産品は、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否が決定されます。

公示等情報の詳細、現在申請の公示中の産品については、以下のホームページからご確認ください。

(URL) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

